

第63期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等に関する事項……………	2頁
会計監査人の状況……………	3頁
業務の適正を確保するための体制および 当該体制の運用状況の概要……………	4頁

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書……………	9頁
連結注記表……………	10頁
（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書…	17頁

計算書類

株主資本等変動計算書……………	18頁
個別注記表……………	19頁

本内容は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiko-sb.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。なお、監査役が監査した事業報告、ならびに監査役および
会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、「第63期定時株主総会招
集ご通知」に記載された内容と本内容とで構成されております。

株式会社だいこう証券ビジネス

新株予約権等に関する事項

当社取締役が保有している新株予約権の内容の概要（2019年3月31日現在）

	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権の 行使時の1株 当たり払込金額	行 使 期 間
第10回	1名	普通株式 2,100株	1円	2011年8月 1日から 2041年7月31日まで
第11回	1名	普通株式 2,800株	1円	2012年8月 1日から 2042年7月31日まで
第12回	1名	普通株式 3,000株	1円	2013年8月 1日から 2043年7月31日まで
第13回	1名	普通株式 4,800株	1円	2014年8月 1日から 2044年7月31日まで
第14回	1名	普通株式 4,800株	1円	2014年8月 1日から 2044年7月31日まで
第15回	2名	普通株式 5,900株	1円	2015年8月 4日から 2045年8月 3日まで
第16回	1名	普通株式 3,500株	1円	2015年8月 4日から 2045年8月 3日まで
第17回	3名	普通株式 17,200株	1円	2016年8月 2日から 2046年8月 1日まで

（注）社外取締役に対して交付した新株予約権はありません。

会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 の 額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	49百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である証券会社における顧客資産の分別管理に対する検証業務等を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務の遂行に支障があると認められる場合等、その他必要と判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、次のとおり、内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (2) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役の職務執行を監査する。
 - (3) 当社は、法令等の遵守に関する事項を担当するコンプライアンス部門を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の充実に努める。
 - (4) 当社は、内部監査部門を設置し、当社グループの経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を適法性および各種基準への適合性の観点から検討・評価し、改善への助言・提案等を行う。
 - (5) 当社グループにおいては、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける相談・通報窓口を社内外に設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を整備する。
 - (6) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、不当な要求や取引の要請等は断固として排除する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理は、法令および取締役会規程、文書管理その他社内諸規程に基づき、所管する部署が適切に実施し、必要に応じて見直し等を行う。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理を行うとともに、当該規程に基づきリスク管理委員会を設置して、顕在化しうるリスクを適切に認識し、リスク管理体制の充実に努める。
 - (2) 当社の内部監査部門は、当社グループの各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、中期経営計画および年度予算を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、当社グループの各部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案し実行する。
 - (2) 当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、当社グループの重要案件に対する十分な事前審議を行うため、グループ経営会議を設置する。
 - (3) 当社グループにおいては、取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、業務執行における責任の明確化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。
 - (4) 当社は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、責任の明確化を図ることで、取締役の職務執行の効率性を確保するとともに、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
5. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社管理規程に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社業務の適正を確保する。
 - (2) 当社は、グループ経営会議やその他連絡会等を開催し、子会社から業務執行状況の報告を受ける。
 - (3) 当社の内部監査部門は、子会社の業務遂行状況および管理等の適正について監査を行い、その結果を取締役会および監査役会に報告する。
 - (4) 当社は、上場企業としての経営の独立性を確保することを基本としつつ、必要に応じて親会社に当社グループの経営情報を提供し、また、親会社内部監査部門との連携も行う。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査部門に所属する使用人を監査役補助者として配置する。その配置にあたっては、監査役の意見を考慮して決定する。
7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役補助者は、監査役の指揮命令に服するものとし、取締役および内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合、速やかにこれを報告する。
- (2) 当社内部監査部門は、当社の監査役に対して、当社グループの内部監査の実施状況およびその内容を定期的に報告する。
- (3) 当社のコンプライアンス部門は、当社の監査役に対して、当社グループのコンプライアンス体制を定期的に報告する。
- (4) 当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社の監査役に対して、当社グループにおける内部通報状況およびその内容を定期的に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループにおいては、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を負担する。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は業務執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、常勤監査役はグループ経営会議その他重要会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と意見交換を行い、連携の強化を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンス体制

- (1) コンプライアンス部門は、役職員の入社時を含め、適宜、法令等の遵守に関する研修を行っております。
- (2) 社内外に内部通報窓口を設置し、通報者の保護および不正行為の早期発見と是正に努めております。
- (3) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員へ周知しております。

2. リスク管理体制

リスク管理委員会を原則毎月開催して、全社的なリスクの管理を行っております。
また、四半期ごとに取締役会に対してリスク指標等について報告を行っております。

3. 内部監査体制

内部監査部門は、監査計画に基づき監査を行い、四半期ごとに取締役会へ監査の状況および内容について報告を行っております。

4. 取締役の職務執行

- (1) 取締役会は、原則毎月開催し、会社の重要な業務執行の決定および取締役の職務執行の監督を行っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理は、所管する部署が法令および取締役会規程、文書管理その他社内諸規程に基づき適切に行っております。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合、いつでも閲覧可能な状態を維持しております。
- (4) 取締役会のほか、グループ経営会議を原則月2回開催し、当社グループの重要案件について、十分な事前審議を行っております。
- (5) 取締役の任期を1年としており、経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、業務執行における責任の明確化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図っております。

5. 監査役の職務執行

- (1) 監査役は、業務執行状況を把握するため取締役会に出席するほか、常勤監査役はグループ経営会議等の重要会議への出席や重要決裁書類等の閲覧により、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (2) 内部監査部門は、監査役に対して、定期的に当社グループの内部監査の実施状況およびその内容について報告を行っております。
- (3) コンプライアンス部門は、監査役に対して、定期的に当社グループのコンプライアンス体制について報告を行っております。
- (4) 監査役は、定期的に会計監査人および内部監査部門と意見交換を行っております。

6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団の体制

- (1) 内部監査部門は、監査計画に基づき、グループ会社に対して監査を行い、四半期ごとに取締役会へ監査の状況および内容について報告を行っております。
- (2) 当社グループの各部門は、中期経営計画および年度予算に基づき、目標達成に向けて取り組んでおり、その進捗状況についてはグループ経営会議等で報告を行っております。

- (3) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、取締役の職務執行の効率性を確保しております。また、子会社もこれに準拠した規程を制定し、運用しております。
- (4) 子会社管理規程に基づき、必要に応じて子会社からグループ経営会議へ議案が付議されているほか、子会社の株主総会における議決権行使により、子会社の管理を行っております。また、子会社へ取締役または監査役を派遣しております。
- (5) 子会社の業務執行については、一定の基準を設け、グループ経営会議の付議事項として、報告を受けております。
- (6) 当社の経営に関しては、独自に意思決定を行っており、独立性を確保しております。親会社とは定期的に情報共有をしているほか、経営情報や決算情報の報告を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,932	11,394	3,197	△382	23,142
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△276		△276
親会社株主に帰属する 当期純利益			908		908
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		94	94
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	631	94	726
当 期 末 残 高	8,932	11,394	3,828	△287	23,868

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 金	退職給付 に係る調整 額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	374	△0	20	395	43	23,580
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△276
親会社株主に帰属する 当期純利益						908
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						94
自己株式処分差損の振替						－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△127	－	2	△125	－	△125
当 期 変 動 額 合 計	△127	－	2	△125	－	600
当 期 末 残 高	246	△0	23	269	43	24,181

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社D S B 情報システム

株式会社D S B ソーシング

株式会社D S B ソリューションサービス

株式会社D S B ソリューションサービスについては、当連結会計年度に新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社がないため、持分法の適用はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① た な 卸 資 産……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。

③ そ の 他 有 価 証 券……………時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産……………主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）な
らびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物につ
いては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～47年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度
額まで償却が終了した連結会計年度の翌連結会計年度から5年間で均
等償却する方法によっております。

② 無 形 固 定 資 産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期
間（主として5年）に基づく定額法によっております。

③ 長 期 前 払 費 用……………定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を見積り計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- ④ 金融商品取引責任準備金……………証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保等に従供されている資産

信用取引の自己融資見返り株券のうち480百万円は、消費貸借契約に基づき貸し付けております。なお、上記のほか、借入有価証券の担保として71百万円を差し入れております。また、取引所への長期差入保証金の代用として投資有価証券109百万円、株式会社日本証券クリアリング機構への清算基金の代用として投資有価証券328百万円をそれぞれ差し入れております。

2. 担保等として差し入れた、または受け入れた有価証券の時価額

(1) 差し入れた有価証券

信用取引貸証券	616百万円
信用取引借入金の本担保証券	1,071百万円
その他担保として差し入れた有価証券	6百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	32百万円

(2) 受け入れた有価証券

信用取引貸付金の本担保証券	6,679百万円
信用取引借証券	283百万円
受入証拠金代用有価証券	6百万円
受入保証金代用有価証券	2,419百万円
営業貸付金の担保として受け入れた有価証券	14,472百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	32百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,455百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 0百万円

5. 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。

金融商品取引責任準備金……金融商品取引法第46条の5

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 25,657,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年6月20日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	150	6.0	2018年3月31日	2018年6月21日
2018年10月25日 取 締 役 会	普 通 株 式	126	5.0	2018年9月30日	2018年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年5月15日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	126	5.0	2019年3月31日	2019年5月29日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 70,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に証券会社および金融機関に対して、証券業務のトータルソリューションの提供を行っております。具体的には、市場執行業務に付随し、証券会社に対する信用取引貸付および有価証券を担保とした個人または法人に対する貸付等、有価証券関連業に付随する投資・金融サービスを提供しております。一方、資金調達については、運転資金として、証券金融会社からの借入、有価証券を担保とした借入および銀行借入等を行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

信用取引貸付金は、証券会社に対する信用リスクに晒されており、営業貸付金は、個人または法人に対する信用リスクに晒されております。

営業債権である営業未収入金は、主に証券会社を顧客とするバックオフィス事業によるものであり、この顧客に対する信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式および債券であり、このうち株式は、主に政策保有目的の株式であります。これらは、市場価格の変動リスク、金利の変動リスクおよび発行体の信用リスクに晒されております。

借入金は、貸付金など営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクおよび資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 全般的リスク管理体制

当社は、リスク管理の基本方針、管理すべきリスクの種類、主要リスクごとの管理方法等を定めた「リスク管理規程」に基づき、全般的なリスク管理を行っております。また、リスク管理委員会では、主要リスクのモニタリング、新規事業のリスク把握・評価、その他重要なリスクの検討を行い、定期的にモニタリング状況を取締役に報告し、リスク管理体制の強化を図っております。

② 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

信用取引に係る管理体制は、証券会社ごとに与信限度額を設定し、購入株式を担保としたうえで、更に所定の保証金を受け入れており、営業貸付金に係る管理体制は、個人または法人の有価証券を担保として受け入れております。また、営業未収入金に係る管理体制は、常に回収状況に留意し、代金の回収遅延による債権の固定化等の事態に注意しております。いずれも、社内規程で厳格に定めており、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。

③ 市場リスク（市場価格、金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券の運用・管理方針は社内規程に厳格に定めております。なお、政策保有株式については、投資先企業との業務提携や事業シナジーが見込めることを原則とし、中長期的かつ安定的な関係の維持・強化が図られ、当社の企業価値向上に資すると判断される場合において限定的に保有します。その継続保有については、営業上の取引関係、事業戦略における保有意義、経済合理性等の総合的な検証を毎年実施し、保有の可否を判断します。

④ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

支払準備の確保、支払期日の管理方法など資金調達に係る管理方法は社内規程により厳格に定めており、資金調達が必要な場合には、「稟議規程」に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格が無い場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注）2. をご参照ください。）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,035	12,035	—
(2) 預託金	3,585	3,585	—
(3) 預け金	2,000	2,000	—
(4) 営業貸付金	1,725	1,725	—
(5) 信用取引貸付金	7,127	7,127	—
(6) 信用取引借証券担保金	285	285	—
(7) 営業未収入金	2,606	2,606	—
(8) 短期差入保証金	3,504	3,504	—
(9) 有価証券及び投資有価証券	2,772	2,772	△0
資産計	35,641	35,641	△0
(1) 短期借入金	2,900	2,900	—
(2) 営業未払金	1,045	1,045	—
(3) 信用取引借入金	1,088	1,088	—
(4) 信用取引貸証券受入金	583	583	—
(5) 有価証券担保借入金	568	568	—
(6) 短期受入保証金	5,992	5,992	—
負債計	12,179	12,179	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 預託金、(3) 預け金、(7) 営業未収入金、(8) 短期差入保証金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 営業貸付金、(5) 信用取引貸付金、(6) 信用取引借証券担保金

これらは変動金利のため短期間で市場金利を反映し、取引先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。

(9) 有価証券及び投資有価証券

株式については取引所の価格、債券については取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を、それぞれ時価としております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 営業未払金、(3) 信用取引借入金、(4) 信用取引貸証券受入金、(5) 有価証券担保借入金、(6) 短期受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	42

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (9) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	957円71銭
2. 1株当たり当期純利益	36円07銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	2,868
投 資 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	△1,780
財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	△207
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 増 減 額 (△ は 減 少)	880
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 首 残 高	10,655
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 残 高	11,535

株主資本等変動計算書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								本
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金 配当準備金 繰越利益剰余金	利益剰余金計 合	利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	8,932	11,755	11,755	251	86	2,336	2,674	△382	22,980
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△276	△276		△276
当 期 純 利 益						882	882		882
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分		△0	△0					94	94
自己株式処分差 損 の 振 替		0	0			△0	△0		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	605	605	94	700
当 期 末 残 高	8,932	11,755	11,755	251	86	2,942	3,279	△287	23,680

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	土 地 再 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	374	△0	374	43	23,398
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△276
当 期 純 利 益					882
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					94
自己株式処分差 損 の 振 替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△127	—	△127	—	△127
当期変動額合計	△127	—	△127	—	572
当 期 末 残 高	246	△0	246	43	23,970

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。
- (3) その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～47年

工具、器具及び備品 3年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

- (2) 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

- (3) 長期前払費用……………定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を見積り計上しております。

- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- (3) 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

- (5) 金融商品取引責任準備金……証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保等に供されている資産

信用取引の自己融資見返り株券のうち480百万円は、消費貸借契約に基づき貸し付けております。なお、上記のほか、借入有価証券の担保として71百万円を差し入れております。また、取引所への長期差入保証金の代用として投資有価証券109百万円、株式会社日本証券クリアリング機構への清算基金の代用として投資有価証券328百万円をそれぞれ差し入れております。

2. 担保等として差し入れた、または受け入れた有価証券の時価額

(1) 差し入れた有価証券

信用取引貸証券	616百万円
信用取引借入金の本担保証券	1,071百万円
その他担保として差し入れた有価証券	6百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	32百万円

(2) 受け入れた有価証券

信用取引貸付金の本担保証券	6,679百万円
信用取引借証券	283百万円
受入証拠金代用有価証券	6百万円
受入保証金代用有価証券	2,419百万円
営業貸付金の担保として受け入れた有価証券	14,472百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	32百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,198百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,037百万円
短期金銭債務	1,334百万円
長期金銭債務	102百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 0百万円

6. 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。

金融商品取引責任準備金……………金融商品取引法第46条の5

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 207百万円

営業費用 2,421百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 162百万円

特別損失 8百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式 453,150株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生 of 主な内訳は、税務上の繰越欠損金2,803百万円、退職給付引当金177百万円および金融商品取引責任準備金146百万円等であり、繰延税金負債の発生 of 主な内訳は、その他有価証券評価差額金109百万円等であります。

なお、繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額2,692百万円および将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額481百万円を控除しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親 会 社	株式会社野村総合 研 究 所	被 所 有 直 接 51.6%	システムサービス 等の受託および委 託、グループファ イナンス等	グループファイナ ンスによる預け金	8,000	預 け 金	2,000

取引条件および取引条件の決定方針等

グループファイナンスによる預け金については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

2. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	株 式 会 社 D S B 情 報 シ ス テ ム	所 有 直 接 100.0%	I T サービス業務 等の委託、資金の 借入ならびに役員 の兼任等	資 金 の 借 入	600	短期借入金	600
				手 数 料 の 支 払	1,555	営業未払金	421

取引条件および取引条件の決定方針等

- ① 取引金額には消費税等が含まれておらず、営業未払金には消費税等が含まれております。
- ② 資金の借入については、個別に交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。
- ③ 手数料の支払については、個別に交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 949円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円03銭 |

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。